

にしはりまクリーンセンター有価物の売却仕様書

1 目的

にしはりまクリーンセンターから発生する有価物を売却し、適正に再資源化することを目的とする。

2 件名

にしはりまクリーンセンター有価物の売却

3 場所

兵庫県佐用郡佐用町三ツ尾483番地10 にしはりまクリーンセンター

4 期間

契約締結日から令和8年9月30日まで

5 品目

(1) アルミ、ステンレス製品 (2) 鉄くず (3) 電気コード、銅線

6 売却見込重量

別表「有価物売却見込」のとおり。ただし、実際の売却重量は状況により変動があるものとする。

7 契約方法

品目ごとに1kg当たりの売却単価契約とする。(小数点以下1桁まで)

8 有価物の積込み及び搬出

(1) 積込場所

にしはりまクリーンセンター内

(2) 積込方法

ヒアブクレーン付トラック等で買受者が行う。

(3) 計量方法

にしはりまクリーンセンターの計量機により計量を行い、計量値を記載した計量伝票を発行する。

(4) 搬出日時

指定する日時に遅滞なく搬出すること。ただし、正午から午後1時の間は積込み作業を行わないので注意すること。**(契約期間内は、発注者と日程調整のうえ、随時搬出できるものとする)**

9 搬出の注意

- (1) 搬出の際には施設における日常業務遂行の妨げにならないよう協力するものとする。また、収集車両、一般持込車両等もあるので十分安全に注意を払うこと。
- (2) 積載物の飛散、落下には十分注意し、飛散・落下対策をすること。
- (3) 清掃については発注者側の責任で行う。

10 事故の報告

買受者は、運搬時における事故については、速やかに組合に報告をするとともに、買受者の責任において速やかに解決しなければならない。

11 支払い

買受者は、売却金額について組合が発行する計量伝票をもとに算出された金額を、納期限日までに支払うこと。

12 法の遵守

- (1) 買受者は、業務の遂行にあたって、道路運送法及びその他関係法令を遵守するものとする。
- (2) 運搬後の処理過程で生じた廃棄物についても、関係法令を遵守し買受者の責任において適正に処理すること。

13 その他

- (1) 入札書提出後、差し替え及び辞退はできない。
- (2) 開札後の仕様書や内容の不明を理由とする異議申し立ては受け付けない。
- (3) この仕様書に定めるもの以外に、業務履行上必要な事項及び疑義を生じた事項については別途協議のうえ決定する。
- (4) 買受者は、買受した有価物を適正に処理しなければならない。
- (5) 買受者は、組合が有価物の適正な処理について必要があると認め報告を求めたときは、これに応じなければならない。
- (6) 見積額は、運搬費、積込費、分別費、残渣処分費等の必要経費を含むものとする。
- (7) 逆有償物については契約しないこととする。逆有償の場合は入札書に「見積もりできません。」と記載して提出すること。

別表「有価物売却見込」

発注番号・品目	重量 (kg)	内 容
第080101号 アルミ、ステンレス製品	3,000	鍋、フライパン、サッシ等
第080102号 鉄くず	35,000	ワイヤー、スプリング等
第080103号 電気コード、銅線	5,000	家庭電器製品コード類等

※各品目の計量は10kg単位とし、実際の売却重量は見込からの変動がある。